



丹波篠山の家認定基準

項目	基準	補助金額 (最高130万円)		
必須	用途	・一戸建ての住宅(兼用住宅を含む。)であること。	70万円 (必須項目を全て満たす場合)	
	構造	・木造であること。		
	階数	・地上2階以下であること。		
	意匠・色彩	屋根		・形状は切妻又は入母屋であること。(下屋を除く。) ・仕上げは瓦葺き(下屋を除く。)とし、色彩は黒または灰色系であること。 ・下屋※を設け、その下の柱又は壁で囲まれた部分の面積が3㎡以上であること。(平家建てを除く。)
		軒		・軒を設け、やむを得ない事由がある場合を除き、軒の出は60cm以上であること。
	外壁	・左官仕上げ又は板張りを外壁(開口部を含む。)面積の合計の5分の1以上使用していること。 ・色彩は景観計画の区域ごとの基準に適合していること。ただし、着色されていない自然系素材を使用し周辺の景観と調和している場合は、この限りでない。		
	材料	・兵庫県産木材を10㎡以上使用していること。		
居住環境	・地区計画、景観計画、伝統的建造物群保存地区、条例によるまちなみの計画(整備計画、里づくり計画等)等の区域内である場合は、これらの計画(地区)の基準(伝統的建造物群保存地区は修景基準)に適合していること。			
任意	屋根	・和瓦葺きであること。(下屋を除く。)	任意項目1項目につき10万円を加算 (最高30万円)	
	材料	・居室において、丹波篠山産木材を使用した「梁、柱、天井、壁、床」のいずれかが目視できること。		
	長寿命化	・長期優良住宅の認定を受けている、又は住宅性能評価劣化対策等級3であること。		
	市内工務店利用	・市内に主たる事業所を有する者による施工であること。	30万円を加算	

※下屋…主屋から差しかけてつくり出した小屋根で、その下に柱又は壁を有する屋根をいう。

